

柴田町監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和8年7月15日

柴田町監査委員 関 場 孝 夫

柴田町監査委員 桜 場 政 行

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定による監査）

2 監査を実施した監査委員

柴田町監査委員 関場 孝夫

柴田町監査委員 桜場 政行

3 監査の概要

(1) 監査の対象

令和7年度各課等の事務事業

(2) 実施年月日及び対象課等

月 日	監査対象課等		
	午前（9：30～12：00）		午後（13：15～16：00）
7月2日（木）	都市建設課		13:15～14:30 税務課 14：30～ 商工観光課
7月3日（金）	9:30～11:00 スポーツ文化 振興課	11:00～12：00 会計課	総務課
7月6日（月）	9:30～11:00 福祉課	11:00～12：00 議会事務局、 監査委員事務局	まちづくり政策課
7月7日（火）	上下水道課		13:15～14:30 町民環境課 14：30～ 子ども家庭課
7月8日（水）	農政課・農業委員会		健康推進課
7月10日（金）	教育総務課（給食センター含む）		財政課（公有財産分を含む）

(3) 監査の場所 柴田町監査委員室

(4) 監査の方法及び着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、あらかじめ提出を求めた資料及び関係資料に基づき、事務の執行状況等を担当職員から説明を受けるなどの方法により実施した。

4 監査の結果

適正かつ効率的に執行されていると認められた。